



安衛法一部改正に伴う特自検基準の 対応変更のポイント



安衛法一部改正について(特自検関係ポイント)



改正前

特定自主検査の方法

改正後 (太字部分)

○特定自主検査を含む定期自主検査の適切・有効な実施に必要な厚労大臣指針を公表。
○厚労大臣は、事業者、検査業者、団体に指針に基づく指導等を行うことができる。

●特定自主検査は、**厚労大臣の定める基準(特自検基準)**に従って行わなければならない。
(法第44条第3項) 従前の定期自主検査指針に基づき策定

検査業者の実施義務

○検査業者は、他人の求めに応じて特定自主検査を行うとき、省令に基づく資格を有する者に実施させなければならない。

○検査業者は、他人の求めに応じて特定自主検査を行うとき、省令に基づく資格を有する者に実施させなければならない。
●検査業者は、**特自検基準**に従って特定自主検査を行わなければならない。
(法第54条の4第2項)

検査業者への行政処分

○厚労大臣又は労働局長は、検査業者が登録基準に適合しなくなった、又は資格者以外に特定自主検査を行わせたとき等に、業務停止命令又は登録取消ができる。

●厚労大臣又は労働局長は、検査業者が資格者以外に特定自主検査を行わせた、又は**特自検基準に違反したとき**、**改善に必要な措置をとるよう命令**ができる。(法第54条の6)
○厚労大臣又は労働局長は、検査業者が登録基準に適合しなくなった、資格者以外に特定自主検査を行わせた、**特自検基準に違反したときや、改善命令に違反したとき**等に、業務停止命令又は登録取消ができる。(法第54条の7第2項第2・3号)

このほか、事業場内の特定自主検査について資格を持つ事業者自身が実施できること、個人事業者が混在作業現場で使用する特自検対象機械も検査義務の対象に加えることなどが改正。

各改正項目は令和8年1月施行(個人事業者関係は令和9年4月施行)。



安衛法一部改正について(特自検基準の考え方)



安衛法第45条第3項関係

定期自主検査指針

厚生労働大臣は、第一項の規定による自主検査の適切かつ有効な実施を図るため必要な自主検査指針を公表するものとする。



特定自主検査基準

特定自主検査は、厚生労働大臣の定める基準に従って行わなければならない。

【制定の趣旨】

- ・事業者及び検査業者による適正な特定自主検査の徹底を図ることを目的とするもの
- ・旧指針を踏まえて所要の文言整理を行った



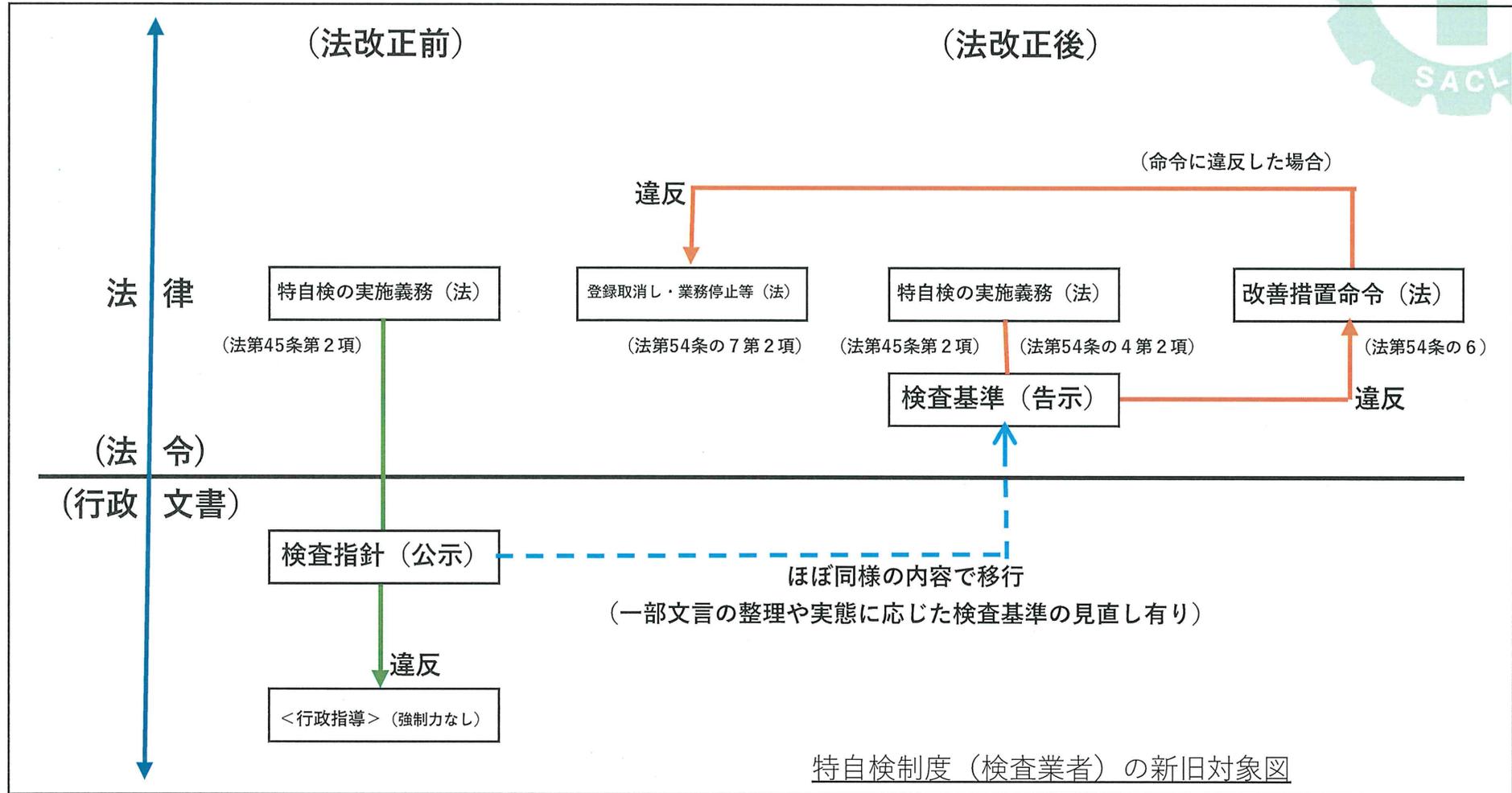
指針の検査内容から変更になるわけではない



公益 建設荷役車両安全技術協会
社団法人 SAFETY ASSOCIATION OF CONSTRUCTION AND LOADING VEHICLES



安衛法一部改正について(法令違反の考え方)



検査基準に従って検査を実施することが義務化され、検査業者がこれに違反した場合、法令に基づく行政処分が課される



基準化のポイント その1

文言整理の代表例

目的	旧検査方法・基準	新検査方法・基準
文言の適格化	老化	劣化
	心金	芯金
文言の統一	床板 or 床面	床面
	作動状態 or 作動の適否	作動の適否
文章の明確化	各装置が正常に機能し、異常振動、異音及び異常発熱がないこと。	各装置が正常に機能し、 かつ 、異常振動、異音及び異常発熱がないこと。
主語の明確化	遊びを調べる。	レバー の遊びを調べる。
法令用語として適正化	メーカーの指定する基準値内であり、回転が円滑であること	回転数が 当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。 ※

※ 判定基準において「当該車体(又は機械)の構造及び性能に照らし、適正」等とされた項目については、**特定自主検査を行う者が、当該車体又は機械の製造者が定める基準値の範囲等を確認し、これに基づき判定するものであること(基発1226第2号)**



引き続き、メーカー基準値にて判定すること



公益 建設荷役車両安全技術協会
社団法人 SAFETY ASSOCIATION OF CONSTRUCTION AND LOADING VEHICLES



基準化のポイント その2



エレメントの汚れ及び損傷の有無

旧検査方法	新検査方法
エレメントの汚れ及び損傷の有無を調べる。 ただし、カートリッジ式でメーカー指定の時間管理を行っている場合は、この検査を省略してもよい。	エレメントの汚れ及び損傷の有無を調べる。 ただし、製造者が定める方法により定期的に交換されている場合は省略することができる。



エアクリナーは対象外

エンジン	燃料	油圧 サクション・リターン・ライン	エアクリナー
○	○	○	×



検査しても構わない

定期的に交換されている場合であっても、必要に応じて目視等による確認を行っても差し支えないこと(基発1226第2号)



基準化のポイント その3

バッテリーの電解液量

旧判定基準	新判定基準
規定範囲内にあること	電解液の量が適正であること。 ただし、液量を確認できない構造のバッテリーについては、インジケータの表示確認又は電圧を測定することにより、バッテリーの充電状態を確認すること

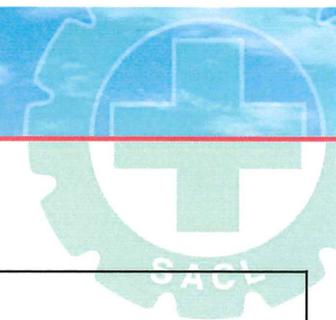


インジケータの例



基準化のポイント その4

バッテリー充電装置



旧検査項目	新検査項目
3. 電動機・制御装置等 (5)充電装置	3. 電動機・制御装置等 (5)充電装置 (車体と一体となっているものに限る)



車体内蔵式は対象



外装式でも検査しても構わない

本体一体となっていない充電装置についても、本体の特定自主検査に合わせて実施することが望ましいこと(基発1226第2号)



公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会
SAFETY ASSOCIATION OF CONSTRUCTION AND LOADING VEHICLES

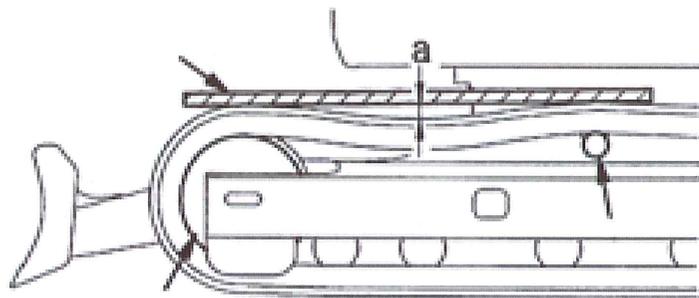


基準化のポイント その5

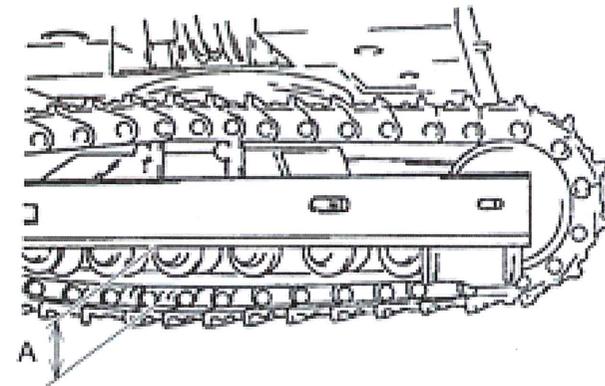
履帯(クローラベルト)の張り具合



旧検査方法	新検査方法
<p>④履帯をいっぱい張った状態で、マスターリンクから2リンク以上離れたところの任意の4～5リンク分のピッチ長を調べる</p> <p>⑤誘導輪又は起動輪と上部ローラー上のシューを支点として直定規又はバーを置き、ゆるみを調べる</p>	<p>④ 履帯の張り具合を調べる。</p> <p>[検査基準]</p> <p>④ 張り具合が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。</p>



コマツ・CAT



コベルコ・住友・日立・加藤・クボタ・ヤンマー
タダノ・アイチ・AIRMAN

履帯調整装置の伸びしろ: 諸岡



基準化のポイント その6



カップリングの連結部

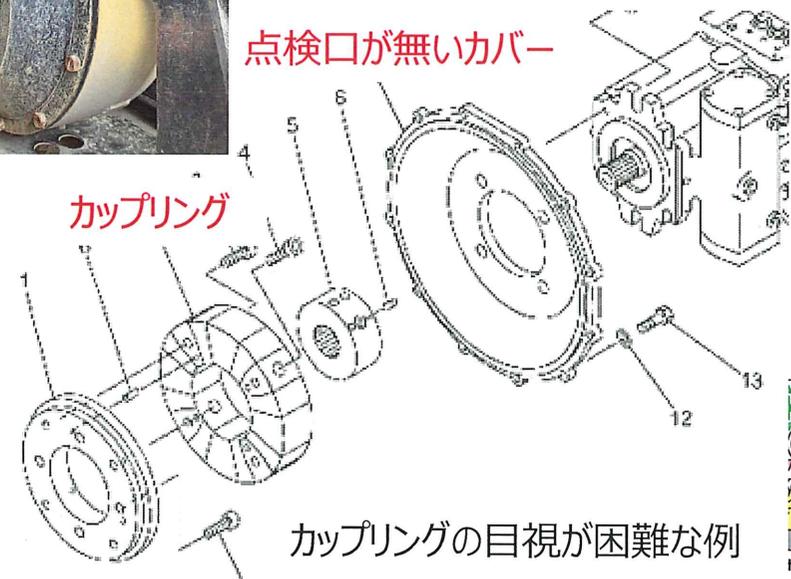
旧検査方法	新検査方法
連結部取付けボルト及びナットの緩み、損傷及び脱落の有無を調べる。	連結部取付けボルト及びナットの緩み、損傷及び脱落の有無を調べる。 ただし、カップリングを露出させ、又は目視することが困難な構造の場合は、作動中に異音等がないことを確認することによることができる。



点検口(赤枠)

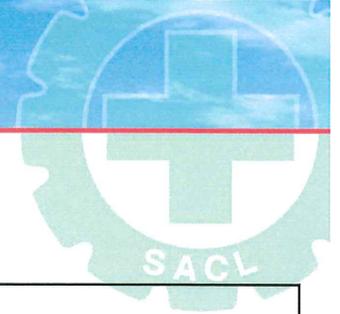


点検口が無いカバー



基準化のポイント その7

作動油の油量及び汚れの有無



旧検査方法	新検査方法
<p>油量及び油の汚れの有無を調べる。 ただし、メーカー指定のオイル管理を行っている場合は、この検査を省略しても良い</p>	<p>機械を水平な場所に置き、油量及び油の汚れの有無を調べる。 ただし、製造者が定める方によりオイル管理を行っている場合は、油の汚れの有無の確認を省略することができる。</p>



注意

高所作業車は対象外(従来通りの取り扱い)
基準の上では、油量を含めて省略可となるが、
他機種同様に油量は確認すべき



注意

本体以外のパワーユニットは省略事項無し
 ・硬質地盤油圧式くい圧入機
 ・振動パイルドライバー(油圧のものに限る)
 ・分離型せん孔機



基準化のポイント適用機種について



No	改訂項目	フォーク	車両系	高所	不整地
2	エレメントの汚れ及び損傷の有無	○	○	○	○
3	バッテリーの電解液量	○	○	○	○
4	バッテリー充電装置	○		○	
5	履帯(クローラベルト)の張り具合		○	○	○
6	カップリングの連結部				○
7	作動油の油量及び汚れの有無	○	△		○

△：一部適用



公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会
SAFETY ASSOCIATION OF CONSTRUCTION AND LOADING VEHICLES



とくしんかん

一部改正に伴う対応の留意点について



1. 基準値表の活用について



メーカー基準値にて判定すること

協会HPで公開されている機種(8機種)



フォークリフト



トラクターショベル(ホイール式)



コンクリートポンプ車



締固め用機械(ローラー式)



油圧ショベル



解体用機械



ブルドーザー



高所作業車



公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会
SAFETY ASSOCIATION OF CONSTRUCTION AND LOADING VEHICLES



一部改正に伴う対応の留意点について



協会HPで公開していない機種(5機種)



スクレーパー



スクレープ・ドーザー



モーター・グレーダー



基礎工事用機械



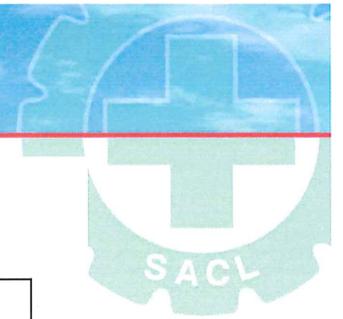
不整地運搬車



- ①掲載されていない機種については製造メーカーに問合せ下さい。
- ②やむを得ず、当該基準値等が確認できない場合は、同種車体又は機械の基準値その他の検査項目を適切に判定することができる基準値等に基づき判定する必要があること。(基発1226第2号)



労働安全衛生法一部改正について



(2) 車両系建設機械の特定自主検査の対象となる構造及び装置

○ 全ての車両系建設機械

構造及び装置	
原動機	ディーゼルエンジン、電動機
油圧装置	油圧装置
上部旋回体	原動機（ディーゼルエンジン）、動力伝達装置、操縦装置、油圧装置、操作装置（レバー、ペダル及びスイッチ）、安全装置、車体関係
下部走行体〔クローラ式〕	走行装置、制動装置、油圧装置、車体関係
下部走行体〔トラック式〕	動力伝達装置、走行装置、操縦装置、制動装置、油圧装置、安全装置、車体関係
下部走行体〔ホイール式〕	動力伝達装置、走行装置、操縦装置、制動装置、油圧装置、安全装置、車体関係
ジブ	ラチス構造ジブ、ボックス構造ジブ、シーブ、フックブロック、安全装置等
リーダー、ワイヤロープ	

検査機械の該当構造及び装置のみに基準に従って実施してください。
(従来からの取り扱いと変更無し)

